

令和元年6月1日

日置市立伊集院中学校部活動基本方針

○ はじめに

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、県の「鹿児島県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」という。）を参考に、日置市の市立中学校における部活動の在り方に関する基本方針（以下「日置市部活動ガイドライン」という。）が策定されました。

それらを受け、本校においても「日置市立伊集院中学校部活動基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定いたしました。

これは、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち以下の点を重視して策定するものです。

- ・ 運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようとするもの。
- ・ 文化部活動においては、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、心豊かな創造性の涵養を目指すとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようとするもの。

1 部活動の基本的な考え方

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校英活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら学校全体の教育活動として、適切な部活動運営を図っていく。

2 国や県、市の動向

- (1) 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
－文部科学省スポーツ局 平成30年3月19日－
- (2) 鹿児島県部活動の在り方に関する方針
－鹿児島県教育委員会 平成31年4月－
- (3) 日置市部活動ガイドライン
－日置市教育委員会 平成31年4月－

◆ <本校規定>

「令和元年度からの伊集院中学校部活動規定」

3 部活動に向けての本校の活動方針

(1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ア 体罰や暴言等の禁止
- イ 科学的見地等から顧問の理解と正しい知識の習得
- ウ 部活動顧問の役割

【管理面】

- ・ 活動前後における**生徒の心と体の健康観察**
 - ※ **命あってこそ！**
 - ・ 担任、養護教諭との情報共有と**怪我等の場合の保護者への連絡**
- 安全配慮義務—**

【指導面】

- ・ 活動目標、指導方針、出場試合、練習内容や方法についての生徒、保護者への伝達
 - ・ いじめ問題等への迅速かつ適切な対応
- ※ 先輩の後輩への「**してみせて、言うて聴かせて、させまる。**」の姿勢（指導者自身も）
- ・ 生徒、保護者とのコミュニケーション（心ある対応）
 - ・ 顧問と副顧問とのコミュニケーション（チームでの対応・支援）
- エ 熱中症事故の予防（本校熱中症対策に基づく）
- ※ ここ近年の酷暑を受け、部活動の活動時間については十分配慮を行う。
- ① 午前の練習（8：00～10：00頃まで）
 - ② 午後の練習（15：00～17：00頃まで）
- ※ 日中（11：00～15：00）の練習については、なるべく避けることが望ましい。
- ※ 活動する際は、日陰、氷等を準備し、熱中症への対応を万全にしておく。
- ※ 万が一、症状が見られる生徒がいたら躊躇せず119番通報を行う。

(2) 部活動の休業日の設定

ア 活動時間

学期中・ 長期休業中	<p>○ 1日の活動時間</p> <ul style="list-style-type: none">・ 平日2時間程度・ 休日は3時間程度とする。（学期中の週末も含む） <p>※ 但し、練習試合等については、参加チーム数を勘案した上で、活動時間を設定する。</p>
---------------	--

イ 休業日

学期中・ 長期休業中	<input type="radio"/> 週当たり 2 日以上 ・ 平日は、水曜日を一斉に休養日とする。 ※ リフレッシュデー（毎週水曜日） ・ 週末は、土、日いずれかを 1 日以上 <input type="checkbox"/> 週末（土・日連続で）大会等で活動した場合は、翌週の月曜日に振り替える。 ※ リラックスデー（毎週月曜日） <input type="checkbox"/> 定期テスト 5 日前から部活動は行わない。
---------------	---

ウ 完全休業日

夏期休業中	<input type="radio"/> 8月13日～8月15日
冬期休業中	<input type="radio"/> 12月29日～1月3日 ※ 大会参加等がある場合には、前後に設定すること。

エ 活動期間と活動時間（長期休業日を除く）

<input type="radio"/> 4月、5月…18時30分まで	左記のように、短時間で効率的な活動ができるよう学校全体で工夫する。
<input type="radio"/> 6月、7月…18時45分まで	
<input type="radio"/> 9月～10月第2週目(新人戦まで) …18時30分まで	
<input type="radio"/> 10月第3週目～10月末 …17時45分まで	
<input type="radio"/> 11月～1月…17時30分まで	
<input type="radio"/> 2月…18時00分まで	
<input type="radio"/> 3月第2週目まで …18時15分まで	
<input type="radio"/> 3月第3週目～3月末 …18時30分まで	

オ 参加する大会数の上限の目安

中体連が主催する大会、①地区（総体・新人戦）、②県大会、③九州大会、④全国大会やその他（県地区対抗女子駅伝大会、国民体育大会（九州ブロック大会も含む）を除き、年間10大会程度を上限とする。

※ これを超える場合は、学校長の許可が必要

※ 県外への遠征、合宿等も、学校長の許可が必要

カ 月の活動計画について

- 前月末を目安として、次の活動計画をHPに掲載する。